

(先行技術調査業務規程)
 第三十九条の七 特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関する規程(以下「先行技術調査業務規程」という。)を定め、先行技術調査業務の開始前に、特許庁長官に届け出なければならぬ。これを変更しよとするとともに、同様とする。

2 先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

(業務の休廃止の届出)

第三十九条の八 特定登録調査機関は、先行技術調査業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しよとするとときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を特許庁長官に届け出なければならぬ。

(登録の取消し等)

第三十九条の九 特許庁長官は、特定登録調査機関が第三十九条の二の登録を受けた区分について第三十九条において準用する第三十条の規定により登録調査機関の登録を取り消されたときは、その第三十九条の二の登録を取り消さなければならぬ。

2 特許庁長官は、特定登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その第三十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第三十九条の十一において準用する第十八条第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第三十九条の十一において準用する第二十九条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第三十九条の二の登録を受けたとき。

(公示)

第三十九条の十 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第三十九条の二の登録をしたとき。
- 二 第三十九条の八の規定又は次条において準用する第二十一条の規定による届出があったとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により第三十九条の二の登録を取り消し、又は同項の規定により先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(準用)
 第三十九条の十一 第十八条第二号を除く。、第二十九条の二、第二十一条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十二条及び第三十五条の規定は、特定登録調査機関について準用する。この場合において、第十八条第三号中「前二号のいずれか」とあるのは、前号と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは、「第三十九条の四、第三十九条の五及び第三十九条の十一において準用する第十八条(第一号を除く。)」と、第二十一条、第二十九条、第三十一条第一項及び第三十五条中「情報処理業務」とあるのは、「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

第四十条中「又は調査業務」を「若しくは調査業務」に改め、命令の下に「又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停止の命令」を加え、又は登録調査機関を「登録調査機関又は特定登録調査機関」に改める。

第四十五条中「又は登録調査機関」を「登録調査機関又は特定登録調査機関」に改め、同条第二号及び第三号中「第三十九条の下に」又は第三十九条の十一」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第三十九条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第五條 独立行政法人工業所有権総合情報館法(平成十一年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人工業所有権情報・研修館法
 第一条及び第二条中「独立行政法人工業所有権総合情報館」を「独立行政法人工業所有権情報・研修館」に改める。

第三条の見出し中「情報館」を「情報・研修館」に改め、同条中「独立行政法人工業所有権総合情報館」を「独立行政法人工業所有権情報・研修館」に、「情報館」を「情報・研修館」に、「等」を収集し、及びこれらを開覧させること等を行うこと」を、「審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等」に改める。

第四条から第八条第一項までの規定中「情報館」を「情報・研修館」に改める。

第十条中「情報館」を「情報・研修館」に改め、同条第一号中「陳列し、及び」を「及び陳列し、並びに」に改め、同条第二号中「審判」を「及び審判」に、保管し、及び」を「及び保管し、並びに」に改め、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号を削り、同条第三号を同条第五号とし、同条の次に次の二号を加える。

六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。

第十条第二号の次に次の二号を加える。

- 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用を促進するため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

第十一条第一項及び第三項並びに第十二条から第十四条までの規定中「情報館」を「情報・研修館」に改める。

附則

(施行期日)
 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条の規定 公布の日
- 二 第一条中特許法第九十五条第七項の改正規定、第二条中実用新案法第五十四条第六項の改正規定及び第三条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十四条から第十六条までの改正規定並びに附則第四条第一項の規定 公布の日又は平成十六年四月一日のいずれか遅い日
- 三 第三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。及び第五条の規定並びに附則第四条(第一項を除く。)、第五条、第八条及び第九条の規定 平成十六年十月一日)

(特許法の改正に伴う経過措置)
 第二条 第一条の規定による改正後の特許法第三十五条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後にした特許を受ける権利若しくは特許権の承継又は専用実施権の設定に係る対価については、なお従前の例により。

2 第一条の規定による改正後の特許法第四十六条の二の規定は、この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録については、適用しない。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)
 第二条 第二条の規定(実用新案法第五十四条第六項の改正規定を除く。による改正後の実用新案法の規定は、この法律の施行後にした実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。)

て適用し、この法律の施行前にした特許を受ける権利若しくは特許権の承継又は専用実施権の設定に係る対価については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の特許法第四十六条の二の規定は、この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録については、適用しない。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)
 第二条 第二条の規定(実用新案法第五十四条第六項の改正規定を除く。による改正後の実用新案法の規定は、この法律の施行後にした実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。)

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正に伴う経過措置)
 第四条 第三条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「新特例法」という。)(第九條第一項又は第三十六條第一項の登録を受けよとする者は、附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新特例法第二十二條第一項(新特例法第三十九條において準用する場合を含む。)(の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。)

2 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「旧特例法」という。)(第九條第一項の指定を受けている者は、同号に定める日(以下「一部施行日」という。)(に新特例法第九條第一項の登録を受けたものとみなす。

3 附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に旧特例法第三十六條第一項の指定を受けている者は、一部施行日に新特例法第三十六條第二項の経済産業省令で定める区分のすべてについて同条第一項の登録を受けたものとみなす。

4 前二項に定めるもののほか、一部施行日前に旧特例法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新特例法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新特例法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。